

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

# 「公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること」について

平成22年8月

職業安定局需給調整事業課（鈴木 英二郎課長）

職業安定局首席職業指導官室（北條 憲一指導官）

## 1. 政策体系上の位置付け

### 【政策体系（文章）】

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策中目標1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

### （施策小目標）

（施策小目標1）公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること

（施策小目標2）労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること

（施策小目標3）官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

### （予算）（集計中）

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額			884	189	189
（決算額）（百万円）			（526）	（147）	
労働保険特別会計					
予算額			45,147	68,256	66,396
（決算額）（百万円）			39,187	（59,361）	

※平成19年度以前は予算組み替えのため算定困難

## 3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

## (指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	公共職業安定所の求職者の就職率(常用)(%) (24%以上/平成21年度)	31.6	32.4	31.8	25.4	23.7
達成率		【99%】	【101%】	【96%】	【82%】	【99%】
2	雇用保険受給者の早期再就職割合(%) (24%以上/平成21年度)	14.0	15.1	29.6	23.1	21.4
達成率		【93%】	【90%】	【99%】	【75%】	【89%】
3	公共職業安定所の求人の充足率(常用)(%) (27%以上/平成21年度)	20.5	20.3	21.1	24.6	32.5
達成率		【-%】	【-%】	【-%】	【112%】	【120%】
4	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成21年度)	9.3	8.9	8.3	7.7	7.1
達成率		【-%】	【40%】	【60%】	【60%】	【60%】
5	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成21年度)	10.7	10.3	9.1	7.3	6.8
達成率		【-%】	【40%】	【120%】	【180%】	【50%】
6	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成21年度)	-	35.7	38.6	35.3	34.3
達成率		【-%】	【102%】	【110%】	【101%】	【98%】
【調査名・資料出所、備考等】						
指標1～3						
資料出所:職業安定局調べによる。						
備考:						
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あつせんを受け、公共職業安定所で受理した求人に就職した者の割合である。なお、平成20年度からは、季節的・一時的な労働需要等を除き、公共職業安定所の職業相談・職業紹介の取組の成果を正確に反映させるため、臨時雇用・季節雇用を除く常用雇用のみにより集計している。</li> <li>雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職した者の割合である。平成18年度までは上記要件に加えて再就職手当を受給した者の割合としていたが、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させるため、平成19年度からは集計方法を改めた。</li> <li>公共職業安定所の求人の充足率は、公共職業安定所で受理した常用(臨時・季節を除くもの)求人に対して充足した求人の割合であり、目標設定を行ったのは、平成20年度からである。</li> </ul>						

<p>指標4～5 資料出所：職業安定局調べによる。指標5は平成17年度より設定</p> <p>指標6 資料出所：「平成21年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(社団法人全国民営職業紹介事業協会調べ。)による。</p> <p>備考： ・インターネットによるモニターリサーチ調査。 ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。</p> <p>平成18年度より集計開始。</p>						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
7	説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事務所数(件) (20,000件以上/平成21年度)	-	-	-	-	20,784
達成率		【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	【104%】
【調査名・資料出所、備考等】						
<p>指標7 資料出所：職業安定局調べによる。平成20年より集計開始。</p>						

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1、2は、予想を上回る厳しい雇用失業情勢が影響し、目標値を達成しておりません。
- ※ しかしながら、前述のとおり、平成21年7月には有効求人倍率(季節調整値)が0.42倍(過去最低)、完全失業率が5.7%(過去最高)となり、平成21年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントとなるなど、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、再就職が非常に困難になっているにもかかわらず、就職件数は前年度比8.6%増となっていることを踏まえれば、個々の求人・求職者のニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施したことにより、公共職業安定所の需給調整機能は有効に機能したものと評価できます。
- 一方、3の指標について、目標を達成しており、1、2の指標についても達成率は前年度より向上しています。
  - 本施策は有効と考えられます。
- 指標4、5につき、労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3、同法第32条の15の違反率の低下等法令違反が是正され、職業紹介事業の適正な運営の確保が有効に図られております。

- 指標6について、しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成21年度約147万件)及び求人情報件数(平成21年度約61万件)については、雇用情勢の影響等により実績の増減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところであり、さらに、しごと情報ネットの参加機関数(平成22年3月31日現在11,412機関)が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると評価できます(データは全て職業安定局調べ)。
- また、指標7について、各都道府県労働局において、派遣元事業主、派遣先等に対し、労働者派遣事業制度や関係法令に係るセミナーを開催する等の周知啓発を行うことによっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られていると評価できます。

### (効率性の評価)

---

- 前述のとおり、平成21年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントと急減している中、個々の求人・求職者ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するために、未充足求人のフォローアップを徹底するなどにより、求人の充足率(常用)を向上(平成21年度目標達成率120%)させました。  
→ 効率的な事業の実施が図られていると評価できます。
- 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し、効率的な実施が図られていると評価できます。
- しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化が効率的に図られていると評価できます。

### (今後の方向性)

---

- 雇用失業情勢が厳しい中、公共職業安定所の需給調整機能の強化が引き続き重要となっており、前述のとおり、その有効性や効率性はともに評価できます。
- しかしながら、平成22年5月の有効求人倍率(季節調整値)が0.50倍、完全失業率が5.2%、正社員の有効求人倍率が0.26倍となるなど、雇用失業情勢が持ち直しの動きが見られるものの依然として厳しい状況にあります。

- 非正規労働者の雇止め数の状況についても平成20年10月から平成22年4月までにおいて約27.5万人と見込まれるなど、今なお厳しい情勢が続いています。
  - 雇用保険受給資格者を含めた非正規労働者等に対する就職支援について、引き続き効率的・効果的な事業運営を行う必要があります。
  
- 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、平成21年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少しており、成果がでていると評価でき、引き続き実施する必要があると考えられる。また、各都道府県労働局において行われる、派遣元事業主、派遣先等を対象としたセミナーを開催するなどの周知啓発活動によっても、労働者派遣事業の円滑な運営が図られていると評価できるところであり、引き続き制度の円滑な運用に取り組んで参ります。
  
- しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成21年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると34%と目標には達しなかったものの依然高水準を維持しており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていると評価でき、引き続き制度の円滑な運用に取り組んで参ります。

#### 4. 評価結果の政策への反映の方向性

---

##### (1) 予算について

---

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額/現状維持/減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

##### (2) 税制改正要望について

---

特になし

##### (3) 機構・定員について

---

特になし

##### (4) 指標の見直しについて

---

特になし